

令和元年度第2回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議結果概要

開催日時	令和2年1月29日（水）13時から14時30分
開催場所	鎌倉市役所 201 会議室
出席者	<p>[推進委員会委員] ○7名出席（2名欠席：門倉委員、掛川委員）</p> <p>[事務局] ○4名出席（1名欠席：石川教育指導課長） 以上11名出席</p> <p>「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿」を参照</p> <p>[傍聴者] ○3名</p>
配布資料	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 ・令和元年度第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会会議結果概要 ・（資料1）開催計画（案） ・（資料2）意見交換 ・（資料3）自治体担当者向け 障害者差別解消相談対応マニュアル 『日本弁護士連合会発行』より一部抜粋
会議概要	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者確認 事務局より、「鎌倉市審議会等に関する指針」に基づき、個人情報を含む審議、意見交換、懇談等を行うときは、非公開とする旨を説明。議題2(2)意見交換は、非公開とする旨、了承された。 ・配布資料確認 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下、要綱という。）の改正について事務局より、要綱の一部改正を報告。 <ul style="list-style-type: none"> ・第3条の「(6) 法曹関係者」の表記について、国のガイドラインに合わせ、「(6) 法曹等関係者」に変更。 ・第5条に会議の招集について、条項を追加。 <p>2 議題</p> <p>(1) 鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会開催計画について 事務局より、次年度の鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会（以下、協議会という。）での主な協議テーマ案について、資料1に基づき説明。 現在、障害福祉課が実施している第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（以下、サー</p>

ビス計画という。)の策定に向けたアンケート調査の項目に、「これまで障害を理由とした差別を受けたことがあるか」等、鎌倉市での実態を把握するための設問を入れたことを報告。3月末までにアンケート調査の結果を集計し、次年度の協議会で一部を相談事例として扱う旨、了承された。

(委員からの意見等)

- ・(委員) 次期サービス計画の策定にあたり、この協議会やその他関連する会議等から出た意見は、どのように反映していくのか。今年度、出た意見を反映することは、難しいと思うが、これから3年間の市の事業を決める計画なので、うまく落とし込めると良い。
 - (事務局) サービス計画は、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針が示される。内容も障害福祉サービスの提供体制の確保等を定めるものになっているため、計画へ反映できる部分が少ないと認識している。しかし、この協議会等からの意見で落とし込めるものがあれば、入れていきたい。
- ・(委員) この協議会で出た意見が障害福祉課だけで対応できない場合、障害福祉課から関連課等に働きかけ、対応していくことは考えているのか。
 - (事務局) 共生社会を推進していく上でも、地域共生課がこれからの取組に深く関わってくるかと思う。今後も適宜、関連課等と情報共有していきたい。
- ・(委員) 実施しているアンケートの対象者は、どれくらいなのか。
 - (事務局) 障害者(18歳以上)1,200人、障害児(18歳未満)300人で合計1,500人を対象としている。障害児者で生活の状況も違うので、一部アンケート項目も変えており、権利擁護の項目は、障害者(18歳以上)のみに設けている。
- ・(委員) アンケート調査は、いつ実施されるのか。
 - (事務局) 無作為に抽出した方を対象に、既にアンケート調査票を送付している。

(2) 意見交換(非公開)

※特定の個人を識別されるおそれのある内容については、非公開とする。

事務局より、相談事例(市によせられた相談事例)について、資料2及び資料3に基づき、説明。その後、委員による意見交換が行われた。

協議会の運営(公開・非公開)について

(委員からの意見等)

- ・(委員) 今回も相談事例を扱うということで傍聴者に退席を求めたが、この事例からは個人が特定されることはないのでは。なぜ、非公開とするのか。
 - (事務局) 同じ地域で起きた事例の場合や関係者によっては相談者や店等を特定できてしまうこともある。今後、相談事例に対する協議を公開することとするのであれば、フィクションの内容を取り扱うこととする等の検討が必要になると思う。
- ・(委員) この相談事例は、どこにも公開したことがない内容なのか。もしくは、今までどこかで取り扱ったことがある事例なのか。

会議概要
(続き)

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>→・(事務局) これまで公開していない。外部に公開せず、課内だけで相談事例として共有されてきた内容である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 市内福祉サービス事業所の方には、相談者個人が特定できる場合もあると思う。実際、この相談事例でもこの方のことかなと思ひ浮かぶ人がいる。 ・(委員) 「分かる人には分かる」程度でも、いいのでは。誰なのか分かってしまったら、いけないのか。 ・(委員) 公開・非公開の判断は事務局がすべきことではあるが、(誰なのか) 分かる・分からないというところの判断で言えば、(誰なのか) 分かる。 ・(委員) 作り話で協議しても意味がない。鎌倉市で実際に起きた問題を検討することに意味がある。 <p>相談事例 1</p> <p>(委員からの意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 差別をされて、実際に嫌な思いをしたことがある。知的障害は目には見えない障害なので、周囲の人も相手が障害者であることを理解しづらい。周囲の人々に障害について理解してもらえるよう、当事者からも自分が障害者であることを周囲の人に積極的に伝えていくことが大切では。 ・(委員) 当然そういう行為をすれば、もう来なくていいと言われても仕方がない。それが障害者差別になるかならないかの判断は難しい。加害者が相手を障害者と認識しているか、障害者差別解消法を認識しているかがポイントとなる。 <p>→・(委員) 自分が障害者であることを言える人は、きちんと伝えた方がいい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 頻繁に店を利用して、普段はガイドヘルパーと一緒に来ている場合には、店側がもう少し配慮すべきだったと思う。 ・(委員) よく利用する店舗等へは、家族が事前に利用者が障害者であることを伝えておくといいのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) この事例では、健常者が同様のことをした場合でも、店側は同じ対応をしていたと思う。ただし、この時、店員は相手が障害者であると認識したかどうかによると思う。 ・(委員) 障害のあるなしに関わらず、その行為自体が法律により罪に問われる行為だったのかを考えるべき。今回の事例では、障害のあるなしに関わらず、注意すべき行為だったと思う。しかし、相手が障害者である場合、対応を配慮する必要があったかどうかという部分が我々の考えるべきところではないか。 ・(委員) 法律に則った判断をするという意見に納得できる部分もあるが、ルールが理解できないというのも障害のひとつ。極めて判断が難しい。 ・(委員) 自分が障害者であることを、障害者側からももっと言うべき。きちんと伝えると優しく教えてくれたり、周りの人も良くしてくれる。 <p>→・(委員) 障害のある方の中には自分で自分の気持ちを伝えられない方ややっ ていいこととやっ てはいけないこと の区別がつかない 人がいる。周りに いる人々や支援者 が、そういう部分 を推し量って、そ の人の障害程度に 応じた対応をして いくことが大事だ と思う。特に見た 目だけでは、障 害の程度が分か らないので難し</p>
----------------------	---

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 障害者同士でもしっかり教えることで、分かるようになる方もいる。 <ul style="list-style-type: none"> →・(委員) ちゃんと教えれば分かる人もいる。教えられる機会を与えられなければ、その方も何が善悪かを分からないまま育ってきてしまう。そういう機会が大事だと思う。理解が難しい方に対しては、支援する側がどういう支援をしたらいいのか考えるべきところだと思う。 ・(委員) 教えてくれた人や助けてくれた人には、「ありがとう」と言うことや周りの人へきちんと挨拶することが大事だと障害者の仲間に教えている。そうするとお互いに気持ちがいいと思う。 <p>○事務局から、この事例では、障害を理由とする拒否、区別、排除、制限などの異なる取扱いにあたるのかを判断するための定義や考え方のポイントを解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 自分の住む地域で、似たようなことがあった。しかし、店側は、相手が障害のある方だということを理解して、店長が出てきて臨機応変に対応していた。店側の対応は難しいとは思いますが、アルバイト店員にもきちんと対応方法を教育しているようで、スムーズに対応できていた。 ・(委員) 地域で交通指導をしている時、感情をコントロールできず大声を出したり、周囲の人々に罵声を浴びさせる障害者がいた。優しく注意したら、翌日から全くしなくなった。自分のしていることがいけないことだと分かっている場合もあるので、こちらから注意して教えてあげる方がいいケースもある。 ・(委員) 配慮する側、される側、相互にやらなくてはいけないことがあると思う。障害のあることを言いたくない方もいると思うが、事前に教えてもらうことでその人にあった対応ができることもあると思う。 ・(委員) 障害者本人がしてはいけないことが理解できないのであれば、家族やヘルパーが付き添わないとトラブルが起こりうるので、なるべく単独行動は避けるべき。ある窃盗癖のある方への対処法として、その家族がスーパーマーケットに事前に毎月10万円を預け、そのお金から商品の代金を支払うように店側に対応をお願いしていたというケースを聞いたことがある。今後、店を利用する際には、店側に家族が事後精算をしたらよいのでは。 ・(委員) 店側が障害者であるかを確認することが必要だった。また、会社がしっかりと障害者対応への取組をして、社員にも教育をすべき。 ・(委員) 市障害福祉課が障害者差別解消法のリーフレットを作成したり、これまでも啓発活動を行っているが、浸透させるのがなかなか難しいと感じた。 ・(委員) 障害者の方から、障害があることを言ってもらいたい。言いたくないという方がいるのは分かるが、障害があると言える社会を作れると良い。 ・(委員) 障害というと車椅子を使用している等、主に身体障害者というイメージを持つ人が多い。それ以外の障害がある場合は、その人が障害者であることを周りの人が認識することが難しいのではないか。 ・(委員) 肢体不自由の方や車椅子の場合は、障害者だとすぐ分かる。しかし、知的障
----------------------	--

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>害は目に見えない障害なので、障害者であることを言わないで嫌な思いをしてしまうことは勿体ないと思う。自分の周りには、障害者は嫌われているとっていて、障害者であることを周りに伝えたくないと言う人が多い。障害者であることを隠してしまうことは、前向きではないと思う。</p> <p>○重度障害者への対応や特性について、石塚委員より説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 店員が他の方の迷惑になるかも知れないとした判断に、家族の方が不愉快な思いをしたのだと思う。店の外に出されたことよりも、根底にある考え方が大多数の人々(健常者)と、少数の人(障害者)を差別した意識に怒りを持ったと解釈した。この意識はこの事例に限らず、誰にでもあり得る。 →・(事務局) 相談者は、障害があることを差し引いてみてくれないのかと言っていた。障害者差別解消法の趣旨では、補うことというものであるので、判断が難しい。 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年第1回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会は、令和2年5月末に開催予定。 ・「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱」第3条(3)教育関係者の枠で、市小学校校長会に推薦をお願いし、令和2年度から委員として委嘱予定。 <p style="text-align: right;">以上</p>
----------------------	---